

低入札価格調査基準価格を事前公表しない場合の低入札の取扱いについて

上下水道局では、低入札価格調査制度における調査基準価格を事前公表しない案件において、調査基準価格を下回る価格で応札した場合については、下記のとおり取り扱います。

なお、調査基準価格を事前公表する場合の取扱いはこれまでと変更ありません。

記

- 1 調査基準価格を事前公表しない案件において入札者が調査基準価格を下回る価格（失格基準以上）で応札した場合に、開札日の翌日から起算して2開札日目の午後5時までに低入札価格調査に必要な調査書類に替えて「調査辞退届」（別紙1）を提出したときは、当該入札者については調査を辞退することを認め、失格として扱います。
- 2 通常、調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、当該入札者が参加している他の落札決定に至っていない同種の工事の入札（以下「他の入札」といいます。）については失格としていますが、調査基準価格を事前公表しない案件において入札者が調査基準価格を下回る価格（失格基準以上）で応札した場合に「調査辞退届」を提出したときは、次のとおり取り扱います。

**(1) 他の入札が事前確認型の入札であり、参加資格確認通知を受けていない場合**

上記1に記載した期間内に調査辞退届を提出すれば、他の入札の参加資格を認めます。

⇒ 事例1参照

**(2) 他の入札が事前確認型の入札であり、参加資格確認通知を資格ありとして既に受けていた場合又は開札後に受けた場合**

上記1に記載した期間内、かつ、他の入札の**開札日の直前の開札日の午後5時まで**に調査辞退届を提出すれば、参加資格を取り消さないこととします。 ⇒ 事例2参照

**(3) 他の入札が事後確認型の入札の場合**

上記1に記載した期間内、かつ、他の入札の**開札日の直前の開札日の午後5時まで**に辞退届を提出すれば、他の入札の参加資格を認めます。 ⇒ 事例3及び事例4参照

注 事前確認型の入札…入札前に入札参加資格確認申請の受付及び入札参加資格確認通知を行う入札  
事後確認型の入札…入札書と参加資格確認申請書を同時に受け付け、開札後に最低金額の応札者から順番に入札参加資格を確認する入札

- 3 調査基準価格を事前公表しない案件において入札者が失格基準を下回る価格で応札した場合は、他の入札は失格としないこととします（調査辞退届の提出不要）。 ⇒ 事例1～事例4参照

**(事例1)**

入札①は調査基準価格を事前公表しない案件

	7/2(月)	7/3(火)	7/4(水)
事後確認型入札①	入札期間	9時開札	
事前確認型入札②		申請受付締切日	資格確認の日

- 入札①を調査基準価格を下回る価格（失格基準以上）で応札し、7月4日が入札②の資格確認日である場合、開札日の翌日から起算して2開庁日目（7月5日）の午後5時までに調査辞退届を提出すれば入札②の参加資格あり
- 入札①を失格基準を下回る価格で応札した場合、入札②の参加資格あり（調査辞退届の提出は不要）

**(事例2)**

入札①は調査基準価格を事前公表しない案件

	7/2(月)	7/3(火)	7/4(水)	～	7/13(金)
事後確認型入札①	入札期間	9時開札			
事前確認型入札②			資格確認通知 (資格あり)		9時開札

- 入札①を調査基準価格を下回る価格（失格基準以上）で応札した場合、この例では開札日の翌日から起算して2開庁日目（7月5日）の午後5時までに調査辞退届を提出しなければ入札②の参加資格は取り消される。
- 入札①を失格基準を下回る価格で応札した場合、入札②の参加資格は取り消されない（調査辞退届の提出は不要）。

**(事例3)**

入札①は調査基準価格を事前公表しない案件

	7/2(月)	7/3(火)	7/4(水)	7/5(木)
事後確認型入札①	入札期間	入札期間	9時開札	
事後確認型入札②	入札期間	入札期間	入札期間	9時開札

- 入札①を調査基準価格を下回る価格（失格基準以上）で応札した場合、入札②の開札日の直前の開庁日である7月4日の午後5時までに調査辞退届を提出すれば入札②の参加資格あり
- 入札①を失格基準を下回る価格で応札した場合、入札②の参加資格あり（調査辞退届の提出は不要）

**(事例4)**

入札①は調査基準価格を事前公表しない案件

	7/2(月)	7/3(火)	7/4(水)	7/5(木)
事後確認型入札①	入札期間	入札期間	入札期間	9時開札
事後確認型入札②	入札期間	入札期間	入札期間	10時開札

- 入札①を調査基準価格を下回る価格（失格基準以上）で応札した場合、調査辞退届の提出の有無にかかわらず、入札②の参加資格なし

- 入札①を失格基準を下回る価格で応札した場合、入札②の参加資格あり（調査辞退届の提出は不要）

※ 上記の例は、いずれも他の要件により入札参加資格を制限されていない場合を前提としています。

（参考）

調査基準価格を事前公表する場合の取扱い

- 調査基準価格を下回る価格で応札した入札者は、辞退できません。
- 調査基準価格以上の価格で応札した入札者が落札決定までに別紙2の辞退届を提出したときは、入札参加資格の辞退（放棄）を認めます。
- 調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、当該入札者が参加している他の落札決定に至っていない同種の工事の入札については失格とします。